



2024年3月29日

各位

会社名	太陽誘電株式会社
コード番号	6976 東証プライム
代表者名	代表取締役社長執行役員 佐瀬 克也
問合せ先	取締役常務執行役員 福田 智光
電話	(03)6757-8310(代)
URL	<a href="http://www.ty-top.com/">http://www.ty-top.com/</a>

## 定款一部変更及び役員人事の内定に関するお知らせ

当社は、本日開催の取締役会において、本年6月下旬開催予定の当社第83期定時株主総会で定款一部変更の件を付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。また、本株主総会で定款の一部変更が承認されることを条件として、監査等委員会設置会社に移行後の役員人事について、下記のとおり内定いたしましたので、お知らせいたします。本内定につきましては、本株主総会にて正式決定される予定です。

### 記

#### 1. 定款一部変更について

##### (1) 変更の理由

- ①監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員会及び監査等委員である取締役に関する規定の新設、監査役会及び監査役に関する規定の削除、並びに監査役の責任免除の規定の削除に伴う経過措置として附則の新設を行うものです。
- ②単元未満株式を所有する株主の皆様への利便性を考慮し、会社法第194条に規定する単元未満株式の買増制度を導入し、併せて単元未満株式について行使できる権利を明確にするため、第9条(単元未満株式についての権利)及び第10条(単元未満株式の買増し)を新設するものです。
- ③その他、旧商法に基づく条文の削除、条数の変更、条文の加除、文言の整理、字句の修正等、所要の変更を行うものです。

##### (2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

##### (3) 日程

定款一部変更のための株主総会開催日	2024年6月27日(予定)
定款一部変更の効力発生日	2024年6月27日(予定)

## 2. 監査等委員会設置会社移行後の役員人事

### (1) 取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の取締役会に付議予定)

氏名	新任・再任	現役職
佐瀬 克也	再任	代表取締役社長執行役員
登坂 正一	再任	取締役会長
福田 智光	再任	取締役常務執行役員
渡邊 敏幸	新任	上席執行役員
平岩 正史	再任	社外取締役
小池 精一	再任	社外取締役
浜田 恵美子	再任	社外取締役

### (2) 監査等委員である取締役候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の監査等委員会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
本多 敏光	取締役 常勤監査等委員	常勤監査役
藤田 知美	社外取締役 監査等委員	社外監査役
角田 朋子	社外取締役 監査等委員	(新任)

### (3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会及び同株主総会後の監査等委員会に付議予定)

氏名	新役職名	現役職名
新井 博	補欠社外取締役 監査等委員	補欠監査役

### (4) 退任予定取締役

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
増山 津二	取締役副社長執行役員

### (5) 退任予定監査役

(本年6月下旬開催予定の第83期定時株主総会終結の時をもって退任予定)

氏名	現役職名
大嶋 一幸	常勤監査役
吉武 一	常勤社外監査役

(6)新任候補者略歴

取締役(監査等委員である取締役を除く。)候補者

氏 名 渡邊 敏幸 (わたなべ としゆき)

生年月日 1962年4月25日

年 齢 61歳

所有株式数 6,300株(2023年9月末時点)

略 歴 1985年4月 当社入社  
2007年4月 TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD.出向  
President  
2007年6月 TAIYO YUDEN (MALAYSIA) SDN. BHD. Director  
2011年4月 TAIYO YUDEN TRADING (THAILAND) CO., LTD.  
Director  
2013年4月 当社複合デバイス事業本部回路商品事業部回路商品事業企  
画統括部(兼)複合デバイス事業本部通信デバイス事業部通信  
デバイス事業企画統括部 統括部長  
赤城電子株式会社(現 太陽誘電テクノソリューションズ株式会  
社) 取締役  
太陽誘電モバイルテクノロジー株式会社 取締役  
太陽誘電(上海)電子貿易有限公司 董事  
2016年4月 当社執行役員 民生、通信市場担当  
TAIYO YUDEN (SINGAPORE) PTE. LTD. Director  
香港太陽誘電有限公司 董事  
2019年1月 韓国太陽誘電株式会社 代表理事  
2019年6月 当社執行役員 販売推進担当  
2021年6月 当社上席執行役員 営業担当 営業本部 本部長(現)

監査等委員である取締役候補者

氏 名 角田 朋子 (つのだ ともこ)

生年月日 1971年4月9日

年 齢 52歳

所有株式数 0株(2023年9月末時点)

略 歴 2001年10月 監査法人トーマツ(現 有限責任監査法人トーマツ)入所  
2006年10月 個人会計事務所開所  
2007年12月 公認会計士登録  
2008年10月 有限責任監査法人トーマツ入所

2014年2月 角田朋子公認会計士事務所開所  
同所代表公認会計士(現)

2018年6月 ハウスコム株式会社 社外取締役(現)

2018年8月 株式会社 Lumiere 代表取締役(現)

2021年6月 株式会社カチタス 社外監査役(現)

以上

(下線は、変更部分を示します。)

現行定款	変更案
第1章 総則	第1章 総則
(商号) 第1条 当社は太陽誘電株式会社と称し、 英文ではTAIYO YUDEN CO., LTD.と記 載する。	(商号) 第1条 当社は、 <u>太陽誘電株式会社</u> と称し、 英文では、 <u>TAIYO YUDEN CO., LTD.</u> と記 載する。
(目的) 第2条 当社は次の事業を営むことを目 的とする。 1.～11.(条文省略)	(目的) 第2条 当社は、 <u>次の事業を営むことを目 的とする。</u> 1.～11.(現行どおり)
(本店の所在地) 第3条 当社は本店を東京都中央区に置 く。	(本店の所在地) 第3条 当社は、 <u>本店を東京都中央区に置 く。</u>
(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2)監査役 (3)監査役会 (4)会計監査人	(機関) 第4条 当社は、株主総会および取締役の ほか、次の機関を置く。 (1)取締役会 (2) <u>監査等委員会</u> (削除) (3)会計監査人
第5条 (条文省略)	第5条 (現行どおり)
第2章 株式	第2章 株式
(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は3億 株とする。	(発行可能株式総数) 第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3億 株とする。</u>
第7条～第8条 (条文省略)	第7条～第8条 (現行どおり)
(新設)	( <u>単元未満株式についての権利</u> ) 第9条 当社の株主は、その有する単元未 満株式について、次に掲げる権利以外の権利 を行使することができない。 (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利 (2) 会社法第166条第1項の規定による請求 をする権利 (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の 割当ておよび募集新株予約権の割当てを受け る権利 (4) 次条に定める請求をする権利
(新設)	( <u>単元未満株式の買増し</u> ) 第10条 当社の株主は、株式取扱規則に定 めるところにより、その有する単元未満株式の 数と併せて単元株式数となる数の株式を売り

現行定款	変更案
<p>第9条～第11条（条文省略）</p> <p>第3章 株主総会 （招集） 第12条 当社の定時株主総会は毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。 2（条文省略）</p> <p>第13条～第16条（条文省略）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （員数） 第17条 当社の取締役は10名以内とする。 （新設）</p> <p>（選任方法） 第18条 取締役は株主総会において選任する。 2（条文省略） 3（条文省略） （新設）</p> <p>（任期） 第19条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）</p>	<p><u>渡すことを請求することができる。</u></p> <p>第11条～第13条（現行どおり）</p> <p>第3章 株主総会 （招集） 第14条 当社の定時株主総会は、毎事業年度の末日後3ヶ月以内に招集する。 2（現行どおり）</p> <p>第15条～第18条（現行どおり）</p> <p>第4章 取締役および取締役会 （員数） 第19条 当社の取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）は、10名以内とする。 2 当社の監査等委員である取締役は、5名以内とする。</p> <p>（選任方法） 第20条 取締役は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任する。</u> 2（現行どおり） 3（現行どおり） 4 <u>当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠の監査等委員である取締役を選任することができる。</u> 5 <u>前項の補欠の監査等委員である取締役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>（任期） 第21条 取締役（<u>監査等委員であるものを除く。</u>）の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u> 3 <u>任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。</u></p>

現行定款	変更案
<p>(代表取締役) 第20条 当社は取締役会の決議により代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第21条 (条文省略) (新設)</p> <p>(取締役会の招集通知) 第22条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役および各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役および監査役の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第23条 当社は、取締役の全員が取締役会の決議事項について書面または電磁的記録により同意した場合は、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p> <p>第24条 (条文省略)</p> <p>(報酬等) 第25条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益(以下、「報酬等」という。)は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>第26条 (条文省略) (新設)</p> <p>第5章 監査役および監査役会 (員数) 第27条 当社の監査役は5名以内とする。</p>	<p>(代表取締役) 第22条 当社は、<u>取締役会の決議により取締役(監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>(取締役会の招集権者および議長) 第23条 (現行どおり) <u>2 前項の取締役に事故があるときは、あらかじめ取締役会において定めた順序により、他の取締役にこれに当たる。</u></p> <p>(取締役会の招集通知) 第24条 取締役会の招集通知は、会日の3日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。 2 取締役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の決議の省略) 第25条 当社は、<u>取締役が取締役会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき取締役(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)</u>の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該提案を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p> <p>第26条 (現行どおり)</p> <p>(報酬等) 第27条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当社から受ける財産上の利益は、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。</u></p> <p>第28条 (現行どおり) (取締役への重要な業務執行の決定の委任) 第29条 当社は、<u>会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)</u>の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第5章 監査等委員会 (削除)</p>

現行定款	変更案
<p>(選任方法)  <u>第28条 監査役は株主総会において選任する。</u>  <u>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>  <u>3 当社は、会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くこととなる場合に備えて、株主総会において補欠監査役を選任することができる。</u>  <u>4 前項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始の時までとする。</u></p> <p>(任期)  <u>第29条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。</u>  <u>2 前条3項により選任された補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、前任者の残任期間とする。</u>  <u>ただし、当該補欠監査役としての選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時を超えることができないものとする。</u></p> <p>(常勤の監査役)  <u>第30条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。</u></p> <p>(監査役会の招集通知)  <u>第31条 監査役会の招集通知は、会日の3日前までに各監査役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。</u></p> <p>(監査役会規則)  <u>第32条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会において定める監査役会規則による。</u></p> <p>(報酬等)  <u>第33条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	<p>(削除)</p> <p>(削除)</p> <p>(常勤の監査等委員)  <u>第30条 監査等委員会は、その決議によって常勤の監査等委員を選定することができる。</u></p> <p>(監査等委員会の招集通知)  <u>第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。</u>  <u>2 監査等委員全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。</u></p> <p>(監査等委員会規則)  <u>第32条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。</u></p> <p>(削除)</p>



現行定款	変更案
<p>(監査役との責任限定契約)  <u>第34条 当社は、会社法第427条第1項の規定により、監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。</u></p> <p>第6章 計算  第35条～第38条 (条文省略)</p> <p>(<u>転換社債の転換と剰余金の配当等</u>)  <u>第39条 転換社債の転換により発行された株式に対する最初の剰余金の配当または中間配当の支払いについて、転換の請求が4月1日から9月30日までになされたときは4月1日に、10月1日から翌年3月31日までになされたときは10月1日に転換があったものとみなして支払うものとする。</u></p> <p>(新設)</p>	<p>(削除)</p> <p>第6章 計算  第33条～第36条 (現行どおり)</p> <p>(削除)</p> <p>[附則]  <u>(監査役との責任限定契約に関する経過措置)</u>  <u>第83期定時株主総会終結前の監査役(監査役であったものを含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第34条の定めるところによる。</u></p>